

DV被害等のため住民登録地と異なる場所にお住まいの方へ

## 戸籍に記載される氏名の振り仮名の確認ができます

### (1) 戸籍法改正について

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、氏名の振り仮名が戸籍に記載されることになりました。

### (2) 振り仮名が戸籍に記載されるまでの流れ

通常

① 令和7年6～8月頃、5月26日時点で戸籍に記載されている方全員に、本籍地市区町村から「**戸籍に記載される氏名の振り仮名通知**」が届きます。

(通知の宛先は住民登録地)

※戸籍内で別住所の方は、住民登録地ごとにそれぞれ分けて送付されます。

DV被害等のため住民登録地と異なる場所にお住まいの方で、  
通知を受け取れなかった場合でも  
振り仮名の確認ができます！

| マイナンバーカードを | 振り仮名の確認方法                               |
|------------|-----------------------------------------|
| お持ちの方      | マイナポータルで確認ができます                         |
| お持ちでない方    | 市区町村窓口にて振り仮名を確認できます<br>(本人確認をさせていただきます) |

※DV等支援措置対象者の場合は、マイナポータルによる確認はできません。

### ② ①で仮の振り仮名を確認した結果

A. 誤りが**ない**場合

**届出は不要**です。

令和8年5月26日以降、本籍地市区町村にて、通知に記載された振り仮名を戸籍に記載します。

届出をせずに記載された振り仮名は、1度に限り家庭裁判所の許可を得ずにご自身の届出のみで変更することができます。

B. 誤りが**ある**場合

ご本人から令和8年5月25日までに「**マイナポータル、郵送、市区町村窓口**」いずれかの方法で振り仮名の届出が必要です。



マイナポータル  
二次元コード

※DV等支援措置対象者の場合は、マイナポータルによる届出ができません。

**！【戸籍に届出地が記載されます】**

本籍地以外の市区町村窓口で届出をする  
と、戸籍に届出地市区町村長名が記載され  
ますのでご注意ください。

### ●届出ができる方

**氏名の振り仮名届**⇒原則として戸籍の筆頭者が  
単独で届出します。筆頭者が除籍されている  
場合にはその配偶者、その配偶者も除籍され  
ている場合には子が届出します。

**名の振り仮名届**⇒本人が届出します。  
(15歳未満の場合は原則として親権者等)

担当 仙台市戸籍振り仮名  
事務センター  
TEL 022-214-8796



仙台市ホームページ  
二次元コード